

法 学 第 140 号
平成 30 年 5 月 9 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 専 修 学 校 設 置 者
各 私 立 各 種 学 校 設 置 者 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

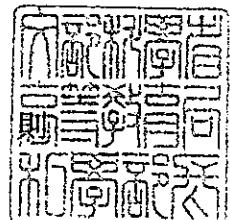
学校法人への現物寄附に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく譲渡所得等の非課税措置の拡充に関する税制改正について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、趣旨について理解の上、事務処理に遗漏のないようご留意願います。

【担当】私学振興担当 竹内
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

30文科高第113号
平成30年4月25日

各都道府県知事 殿
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学省高等教育局私学部長
村田善



(印影印刷)

学校法人への現物寄附に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく譲渡所得等の非課税措置の拡充等に関する税制改正について（通知）

個人が、学校法人（私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項に規定する学校法人で、同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る。以下同じ。）に対し、土地や建物をはじめとする資産を寄附（以下「現物寄附」という。）をした場合に生ずるみなしひ譲渡所得は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第40条第1項後段の規定に基づき、国税庁長官の承認を受けた一定の現物寄附については非課税措置が設けられております。また、現物寄附のうち学校法人が当該現物寄附を基本金として管理する等の一定の要件を満たすものについては、申請手続が簡素化された上、申請から1か月で自動承認される特例（以下「簡素化特例」という。）が設けられております。

今般、法、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の一部がそれぞれ改正され、簡素化特例に係る要件や非課税承認を受けた財産を買い換える場合について、引き続き非課税の承認を受けるための要件などが変更されることとなりました。

今般の変更点については下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお願いします。

各都道府県においては、今般の改正の趣旨について、所轄の学校法人に対して御周知くださるようお願いします。

記

岩手県

30.5.-7

法学第

1. 簡素化特例を活用せずに法第40条第1項後段に係る国税庁長官の承認を受けた財産で基本金として管理しているもの（以下「譲渡財産」という。）を譲

渡した場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって、取得した当該財産に代わるべき資産として取得した資産について、学校法人が当該資産を基本金として管理することを理事会において決定し、その取得した資産を引き続き基本金として管理する場合には、当該取得した資産は「特定買換資産」として、同項後段に規定する「代替資産」に含めることとし、引き続き非課税措置を受けられることとされた。その際、学校法人は、当該譲渡の前日までに、次の事項を記載した届出書に譲渡財産が基本金として管理されたことを確認できる書類を添付し納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要がある。

- ①学校法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号
- ②譲渡財産を基本金として管理することが学校法人の理事会において決定された年月日
- ③譲渡をしようとする譲渡財産の種類、所在地、数量、譲渡予定価額及び譲渡予定年月日
- ④譲渡財産を学校法人に贈与又は遺贈をした者の氏名及び住所又は居所、当該贈与又は遺贈をした年月日並びに当該贈与又は遺贈に係る非課税措置の国税庁長官の承認年月日
- ⑤特定買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用目的及び当該特定買換資産を基本金として管理することの学校法人の理事会における決定予定年月日

2. 簡素化特例を受けるための要件から、寄附された財産が以下のものでないことを求める要件が削除され、寄附された財産が以下のものであっても、簡素化特例を受けることができるようになった。ただし、この場合の国税庁長官の自動承認に係る期間は1か月ではなく3か月とする。

- ①株式、新株予約権 等
- ②特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分 等
- ③優先出資 等
- ④特定受益証券発行信託の受益権
- ⑤社債的受益権
- ⑥新株予約権付社債
- ⑦匿名組合契約の出資の持分

3. 非課税承認を受けた財産又は代替資産について、国税庁長官が非課税承認を取り消すことができることの要件の一つに、当該財産又は代替資産を公共目的事業の用に直接供しなくなったこととされているところ、当該財産又は代替資産が基本金として管理されている場合を除くことが明確化された。

4. 学校法人は、基本金として管理していた非課税措置に係る財産若しくは代替資産を公益目的事業の用に供しなくなった場合又は当該財産若しくは代替資産を基本金として管理しなくなった場合には、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に届出書を提出しなければならないこととさ

れた。

また、各都道府県においては、基本金明細書等の確認を通じて、所轄の学校法人が基本金として管理していた当該財産若しくは代替資産を公益目的事業の用に直接供しなくなったこと又は当該財産若しくは代替資産を基本金として管理しなくなったことを知った場合には、当該学校法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に対し、上記の事実を通知いただくようお願いしたい。

(添付資料)

- 【別添 1】所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）（抜粋）
- 【別添 2】所得税法等の一部を改正する法律新旧対照表（抜粋、4 月 25 日時点）
- 【別添 3】租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 145 号）（抜粋）
- 【別添 4】租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表（抜粋）
- 【別添 5】租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 26 号）（抜粋）
- 【別添 6】租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（抜粋、4 月 25 日時点）
- 【別添 7】国税庁長官への報告様式例
- 【別添 8】「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
(電話) 03-5253-4111 (内線 2532)

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第七号

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四に次のとおり書き加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する一重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの(国内にあるものに限る)とする。

第二条第一項第八号の四の四〇を次のように改める。

四〇 非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「又は出国」に改める。

第二十一条第一項第五号中「配当控除」の下に「分配時調整外國税相当額控除」を加える。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

国内事業所等に関する所得税法等の特例
第四条の二 外国居住者等について、所得税法第二条第一項第八号の四及び法人税法第二条第十

二号の十九中「次に掲げるものを」とあるのは、外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第二条第六号（定義）に規定する国内事業所等を、「所得稅法その他所得税に関する法令の規定又は法人稅法その他法人稅に関する法律の規定及びこの章の規定を適用する。

3 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。

第九条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条の二、第十条の三第一項及び第十条の三の二中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改める。

第十一条第四項の表国税徵収法の項中「一部の納付」を「納付」に、「一部の任意提供」を「任意提供」に改め、「提供をう」の下に「第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）に」と記す。

第九十条第三項後段 ときにおいても、また同様とするときは、その間は、当該国

二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第九項第一号中「昭和三十七年法律第四百四十四号」を削り、同条第二十一項及び第二十二項中「に該当する恒久的施設」及び「(当該恒久的施設に帰せられるべきものに限る。)」を削り、「の恒久的施設」を「の国内事業所等」に改め、同条第二十三項中「に該当する恒久的施設」を削り、「恒久的施設」を「国内事業所等」に改める。

第十一条第一項中「に記載する旨の白文書」を削り、「に記載する旨の白文書」を「に記載する旨の白文書」として、第二十条第一項中「に該当する恒久的施設以外の恒久的施設」を削り、「ものに限る」を「ものを

「除く」に改め、同条第二項中、「第二条第六号イに掲げる国内事業所等に歸せられるもの」を削り、同条第三項中、「及び第二条第六号イに掲げる国内事業所等」と削除する。

第三十一条第一項及び第四項に規定する「恒久的施設」及び「に該当するもの」に限る。以下この項において「特定恒久的施設」という。」を削り、「と特定恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）
第十四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年五月二日法律第二百四十九号）

十四年法規第三百四十一号、第一項、第一項及び第六項中、「第四百四十四条の二」を「第四百四十四条の二(三)」に改める。

め、「とき」の下に「[事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。]」を加え、同条に次の二項を加える。由規を専らこぞらるところにより、当該田畠免査的等に係る相手国等税務当局からおもてがまされ、田畠免査的等に係る相手国等税務当局から

貿易自由化に際しては、税金の税率に依るる課税の方法を規定するに於ける問題の一つが、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る當該租税約定等の相手国に於ける課税の方法を規定するに於ける問題である。この問題は、前項の規定により提供した情報を當該要請に係る當該租税約定等の相手国に於ける課税の方法を規定するに於ける問題である。

国等の開港場事件（三井有利害關係のものに因るて、大英領事官が殺害された事件）等の開港場事件を除く。（以下この項において同じく。）の検査又は審判（以下この項において「検査等」）といふに使用することについて同意をする」とができる。ただし、次のいづれかに該当する場合

合は、この限りでない。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該

要請が政治犯罪に係る事件等を除くと、日本国内において行
当該要請に係る事件等の対象とする犯罪に係る行為が日本国内において行
うべき事項に該当するものでないとき。

三 当該同意をした場合において、その内容が日本国の方針に反するおそれがあると認められるとき。

第三十七条の十四の第五項第二号ホ中「翌日に」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十六項第一号中「又は」を「及び」に改める。
第三十九条第一項中「若しくは第七十条の七の三」を「第七十条の七の二若しくは第七十条の七の七」に改める。

第十四条第三項中「場合その他當該」を「ことその他の當該」に改め、同条第五項を次のように改める。

を提出したが公認法人等は、同旨の賃物資産を、同旨の譲渡の日の翌日から年を経過する日まで、期間内に同旨の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定めるところがあるときは、政令で定める期間内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならない。

第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業により管理しなければならないものとする。）

の月に一年以上直接供しているものに限る)の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産(当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産(財務省令で定めるものを含む)、土地及び土地の上に存する権利に限る。以

「この号及び第十一号において「貿易資産」というを取扱した場合において、その譲渡の日前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を通じて国税局長官に提出したときにおける当該貿易資産

第一項の規定による同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする」とあるのは、「とする」と読み替えるに改め、同条第十六項中「又は買換資産」を「買換資産又は寺尾毛賃資産」と改めた。

第四十条の二の見出しを「(国等)に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税」に改め、同条第一項中「以下」の條において同じ。」及び「次項において「国等」という。」を削り、同条第二項を削る。

第四十条の三の三第二十項中「第一百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」と、「租税条約」を「条約」に改める。第四十条の四第二項第一号に次のように加える。

八 第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国人法人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に同号に規定する外国金融機関に該当することとなる外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部

分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の經營管理を行つてゐる関係その他の特殊の関係がある外國法人として政令で定める外国法人 第四十一条の四第二項第二号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項

に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ
株式等若しくは債券の保有
工業所所有権その他の技術に関する権利
特別の技術による生

産方式若しくはこれらに準するもの（これらの権利に関する使用権を含む）若しくは著作権（出版権及び著作権その他のこれに準するものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（口において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で

(2) 定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの
株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当

3) することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）
亢岳義の資本力を主とする事業二子のト内系会社のうちの二社（「法人免許第二」を第十一

(5) 五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。又は使用者人がその本店所在 地において航空機の貸付けを的確に遂行するため通常必要と認められる業務の全てに 従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

第四十条の四第二項第三号中「事業持株会社」を「(イ)に掲げる外国関係会社」に、「統括業務」を「統括業務」とし、(イ2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とするに改
め、同項第一号(イ)「(イ)に掲げる外国関係会社」を「(イ)に掲げる外國の会社」に改

同一第十七条第一項に於ける「(レ)」を「(レ)以下」の項において「一、外國金融機関」として、及び「外國金融機関」と共に改め、同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散に於いて外國金融機関等に該当しない」ととなつた部分対象外國關係会社(以下「金額」の項及び次項において「外國金融機関等に該当しない」という)のその該當しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該育外國金融機関等の該

余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする)までの期間内の日を旨とする事業年度(次項において

て「特定清算事業年度」という。にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ」の貸付けの下に「不動産又は不動産の上に存する権利を使用させ

る行為を含む。」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付ける行為を含む。」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チ

とする。」、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」に改める。

第四十条の七第二項第三号口中「あつては」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当

することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「す

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）新旧対照表（抜粋）

改 正 後 改 正 前

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 省略

2 省略

3 国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつたことその他の当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第一項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4 省略

5 第三項の代替資産には、次に掲げる資産を含むものとする。この場合において、第一号の書類を提出した公益法人等は、同号の買換資産を、同号の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間（当該期間内で定める事情があるときは、政令で定める期間）内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならないものとし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする。

一 第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業の用に二年以上直接供しているものに限る。）の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産（財務省令で定めるものを含む。）、「土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この項及び第十六項において「買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納稅地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産を含むものとする。この場合において、当該公益法人等は、当該買換資産を、当該譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供することができる場合として政令で定めるときは、政令で定める期間）内

第四十条 同上

2 同上

3 国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合その他当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第一項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4 同上

5 第三項の代替資産には、同項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業の用に二年以上直接供しているものに限る。）の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産（財務省令で定めるものを含む。）、「土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この項及び第十六項において「買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納稅地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産を含むものとする。この場合において、当該公益法人等は、当該買換資産を、当該譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供することができる場合として政令で定めるときは、政令で定める期間）内

に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならない。

土地の上に存する権利に限る。以下この号及び第十六項において「買換資産」という。」を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産

二 第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（政令で定めるものを除く。）で政令で定める方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（以下この号及び第十六項において「特定買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、その管理の方法その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該特定買換資産

13 6 5 12 省 略

第五項後段の規定は第六項から第十一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定を適用する場合について、第八項後段の規定は第九項の特定一般法人、第十項の譲渡法人並びに前項の規定を適用する場合における同項の当初法人、特定一般法人及び譲渡法人について、それぞれ準用する。この場合において、第十項の譲受法人又は前項の譲受法人について第十項又は第十一項の規定を適用する場合について準用する第五項後段中「当該公益目的事業の用」とあるのは「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」と「とし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

16 14 15 省 略

個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産）買換資産又は特定買換資産に該当するものを含む。以下この項において「受贈資産」という。）を有する公益法人等が当該受贈資産の移転につき第五項から第十項までの規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、政令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該受贈資産が当該公益法人等に係る特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることの確認を求めることができる。この場合において、当該公益法人等が当該受贈人等が当該受贈資産のうち平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものについて

13 6 5 12 同 上

第五項後段の規定は第六項から第十一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定を適用する場合について、第八項後段の規定は第九項の特定一般法人、第十項の譲渡法人並びに前項の規定を適用する場合における同項の当初法人、特定一般法人及び譲渡法人について、それぞれ準用する。この場合において、第十項の譲受法人又は前項の譲受法人について第十項又は第十一項の規定を適用する場合について準用する第五項後段中「当該公益目的事業の用」とあるのは「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」と「とし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする」と読み替えるものとする。

16 14 15 同 上

個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産）買換資産又は特定買換資産に該当するものを含む。以下この項において「受贈資産」という。）を有する公益法人等が当該受贈資産の移転につき第五項から第十項までの規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、政令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該受贈資産が当該公益法人等に係る特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることを求めることができる。この場合において、当該公益法人等が当該受贈資産のうち平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものについて

係るものについてその確認を求める能够のは、その確認を求める
ことにつき災害その他やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

17
18
20 省略

てその確認を求める能够のは、その確認を求めることにつき災
害その他やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

17
18
20 同上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令を「」に公布する。

御名
御璽

平成三十一年三月三十一日

内閣總理大臣 安倍晋三

政令第百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十五条の七の五」を「第二十五条の七」に、「第二十六条の五」を「第二十六条の四」に、「第二十六条の六」を「第二十六条の五」に、「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第八節 景気調整のための課税の特例（第二十九条の十一）」を「第七節の二 特別事業再編」に、「第八節 景気調整のための」の規定により計算した金額とする。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令を「」に公布する。

内閣總理大臣 安倍晋三

措置法第八条の四第三項第四読み替えられた法	場株式等に係る配当所得等の
法第八条の四第三項第四号の替えられた法	により読み替えられた法
場株式等に係る配当所得等の	

に改め、同条第十一項中「第二十五条の十三の八第一十三項」を第

二十五条の十三の八第二十六項に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。
 14 法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項に規定する所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額は、法第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける上場株式等の配当等（法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る第四条の六の十二項第一号に掲げる金額（法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）及び当該上場株式等の配当等について第四条の九第六項（第四条の十第三項及び第四条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算した金額とする。

を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（第三十九条の十の三）に、課税の特例（第三十九条の十一）に、「第二十三節 削除」を「第二十三節 特別事業再編」を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連続所得の計算の特例（第三十九条の百十二）に、「第三十九条の百三十」を「第三十九条の百三十」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第二条の三十五第十項中「定める書類」の下に「（その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所若しくは居所及び変更後の氏名若しくは住所若しくは居所を記す住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該本人確認等書類」に改める。

第四条の二第十項の表中

項第一号及び第二号	項第二百五十八条第五	項第二百五十八条第四	総所得金額
及び法	受けた	受けた租税特別	金額
総所得金額	受けた	受けた租税特別	金額
及び同号の規定	受けた租税特別	受けた租税特別	金額

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）新旧対照表（抜粋）

改 正 後

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第二十五条の十七 省略

第二十五条の十七 同上

改 正 前

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第二十五条の十七 省略

第二十五条の十七 同上

法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。

一～五 省略

六 当該財産のうち、第七項の規定の適用を受けて行われた贈与若しくは遺贈に係るもの又は法第四十条第五項第二号に規定する特定買換資産で、第七項第二号イ、ロ2、ハ若しくはニに規定する方法でこれらに規定する要件を満たすもの（以下この条において「特定管理方法」という。）により管理されていたものの譲渡をしたとき、当該譲渡をした財産に代わるべき資産として財務省令で定めるもので引き続き当該特定管理方法により管理されるもの

一～五 同上

六 当該財産のうち第七項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係るもので同項第三号ロ又はハに規定する方法により管理されたものを譲渡したとき、当該譲渡をした財産に代わるべき資産として財務省令で定めるもので引き続き当該方法により管理されるもの

七 省略

四 省略

五 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同項後段の贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲げる業務、同条第五号に掲げる業務若しくは地方独立行政法人法施行令第六条第一号に掲げる介護老人保健施設若しくは介護医療院若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館に係る同法第二十一条第六号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第二号に掲げる要件）とする。

四 同上

一～三 同上

6 贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの人者に準ずるもの（以下この項及び次項第一号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号及び次項第一号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ-2 省略

二-5 省略

7 法第四十条第一項後段の贈与又は遺贈が、公益法人等（国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、人國立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいう。以下この項において同じ。）、公益社団法人、公益財團法人、学校法人（私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る。第三号口において同じ。）又は社会福祉法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対するものである場合において、次に掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付した第一項の規定による申請書（当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る財産について、同号イに規定する不可欠特定財産として同号口(1)に規定する定款の定めを設けることとする旨又は同号口若しくはハに規定する方法により管理することとする旨の記載のあるものに限る。）の提出があつたときは、法第四十条第一項後段に規定する要件は、次に掲げる要件とする。

第二号及び第三号に掲げる要件）とする。

第一項の規定による申請書（当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る財産について、特定管理方法により管理することとする旨又は同号口(1)に規定する不可欠特定財産として同号口(1)に規定する定款の定めを設けることとする旨の記載のあるものに限る。）にあつては

二-5 同上

二 当該贈与又は遺贈を受けた財産が、法第三十七条の十二第一項に規定する株式等（同項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものに限る。）、新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第一百

6 同上

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの人者に準ずるもの（以下この項及び次項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号及び次項において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ-2 同上

二-5 同上

三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。) 又は所得税法第一百七十四条第九号に規定する匿名組合契約の出資の持分でないこと。

三 同 上

イ 公益社団法人又は公益財団法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産
が当該公益社団法人又は当該公益財団法人の不可欠特定財産(公益
社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律
第四十九号)第五条第十六号に規定する財産をいう。第九項におい
て同じ。)であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制
限について、必要な事項が定款で定められていること。

イ 国立大学法人等 当該贈与又は遺贈を受けた財産(当該財産につ
き譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当す
る金額をもつて取得した資産(財務省令で定めるものに限る。)を
含む。)が、関係大臣(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部
科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通
大臣及び環境大臣をいう。以下この号及び第三十五項において同じ
。)が財務大臣と協議して定める業務に充てるために関係大臣が財
務大臣と協議して定める方法により管理されることにつき、関係大
臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されていること。

ロ 公益社団法人又は公益財団法人 次に掲げる要件のいずれかを満
たすこと。

(1) 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益社団法人又は当該公
益財団法人の不可欠特定財産(公益社団法人及び公益財団法人の
認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条第十六
号に規定する財産をいう。第九項において同じ。)であるものと
して、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事
項が定款で定められていること。

(2) 当該贈与又は遺贈を受けた財産(当該財産につき譲渡があつた
場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつ
て取得した資産(財務省令で定めるものに限る。)を含む。)が
、関係大臣が財務大臣と協議して定める事業に充てるために関係
大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されることにつ
き、関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されてい
ること。

ハ 学校法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産(当該財産につき譲渡
があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額
をもつて取得した資産(財務省令で定めるものに限る。)を含む。
)が当該学校法人の財政基盤の強化を図るために財務省令で定める

二 次に掲げる当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の区分に応じ、次
に定める要件

方法により管理されていること。

二 社会福祉法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

三 省略

8 前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）の提出があつた場合において、第一項の税務署長に当該申請書の提出があつた日から一月以内（当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等が特定国立大学法人等でない場合であつて、当該贈与又は遺贈を受けた財産が、法第三十七条の十第二項に規定する株式等（同項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものに限る。）、新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第一百三十二条第一項に規定する転換特定社債及び同法第一百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）又は所得税法第一百七十四条第九号に規定する匿名組合契約の出資の持分であるときは、三月以内）に、当該申請の承認がなかつたとき、又は当該承認をしないことの決定がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

9 第七項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）を提出した者で当該申請の承認があつたものは、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。）において、当該贈与又は遺贈に係る第七項第一号イ、ロ(2)、ハ若しくはニに規定する財産が特定管理办法により管理されたこと又は不可欠特定財産について同号ロ(1)に規定する定款の定めが設けられたこと又は同号ロ若しくはハに規定する財産がそれぞれ同号ロ若しくはハに規定する方法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを、当該事業年度終了の日から三月以内（当該期間の経過する日後に当該申請書に係る第一項の規定による提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで）に、第一項の税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

10 法第四十条第二項に規定する政令で定める事実は、第五項第二号に規定する期間内に同号に規定する財産若しくは代替資産（特定管理办法により管理されているものを除く。）が同号の公益目的事業の用に直接供

方法により管理されていること。

八 社会福祉法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した財産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

四 同上

8 前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）の提出があつた場合において、第一項の税務署長に当該申請書の提出があつた日から一月以内に、当該申請の承認がなかつたとき、又は当該承認をしないことの決定がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

9 第七項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）を提出した者で当該申請の承認があつたものは、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。）において、当該贈与又は遺贈に係る不可欠特定財産について第七項第三号イに規定する定款の定めが設けられたこと又は同号ロ若しくはハに規定する財産がそれぞれ同号ロ若しくはハに規定する方法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを、当該事業年度終了の日から三月以内（当該期間の経過する日後に当該申請書に係る第一項の規定による提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで）に、第一項の税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

10 法第四十条第二項に規定する政令で定める事実は、第五項第二号に規定する期間内に同号に規定する財産若しくは代替資産が同号の公益目的事業の用に直接供されなかつたこと、当該財産若しくは代替資産が当該

されなかつたこと、当該財産若しくは代替資産が当該公益目的事業の用に直接供される前に同項第三号に掲げる要件に該当したこととなつたこと又は前項の定めるところにより同項に規定する財務省令で定める書類の提出がなかつたこととする。

12 11 省略

法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る同項後段の承認につき同条第二項の規定による取消しがあつた場合には、当該贈与又は遺贈があつた時に、その時における価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があつたものとして、同項後段に規定する贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、当該贈与をした者の当該承認が取り消された日の属する年分（その日までに当該贈与をした者が死亡していた場合には、死亡の日の属する年分。第十六項及び第三十四項において同じ。）又は当該遺贈をした者の当該遺贈があつた日の属する年分の所得として、所得税を課する。

13 法第四十条第三項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 法第四十条第三項に規定する財産等（特定管理方法により管理されているものを除く。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつたこと。

二 第五項第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたこと。

三 第七項の申請書の提出の時において同項第一号に掲げる要件に該当していなかつたこと及び当該提出の時において当該要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、当該提出の後に当該要件に該当しないこととなつたこと（同項に規定する公益法人等が特定国立大学法人等である場合を除く。）。

14 公益法人等（法第四十条第三項に規定する財産等（以下この項において「財産等」という。）を特定管理方法により管理している又は管理していた公益法人等に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該公益法人等（第二号に該当することとなつた場合における第七項第二号イ又はロに掲げる公益法人等を除く。）は、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した届出書

公益目的事業の用に直接供される前に同項第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたこと又は前項の定めるところにより同項に規定する財務省令で定める書類の提出がなかつたこととする。

12 11 同上

法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る同項後段の承認につき同条第二項の規定による取消しがあつた場合には、当該贈与又は遺贈があつた時に、その時における価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があつたものとして、同項後段に規定する贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、当該贈与をした者の当該承認が取り消された日の属する年分（その日までに当該贈与をした者が死亡していた場合には、死亡の日の属する年分。第十五項及び第三十二項において同じ。）又は当該遺贈をした者の当該遺贈があつた日の属する年分の所得として、所得税を課する。

13 法第四十条第三項に規定する政令で定める事実は、第五項第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたことその他財務省令で定める事実とする。

を当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならず、第二号に規定する所轄庁は、逕轄なく、同号に定める事項を、書面により、当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に通知しなければならない。

一 当該公益法人等が財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除く。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合 当該事実その他参考となるべき事項

二 当該公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなつた場合（第七項第二号イ又はロに掲げる公益法人等にあつては、当該公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなつた場合において、当該公益法人等の同号イ又はロ②に規定する所轄庁が当該事実を知つたとき） 当該事実その他参考となるべき事項

省略

17|16|15|

同上
同上

17|16|15|14|

法第四十条第三項後段の規定により公益法人等（第十六項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものに限る。）に課される所得税に係る所得税法第二編第五章第二節の規定の適用については、同法第二百二十条第一項中「第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合は、当該合併の日の前日）の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に」と、同法第二百二十八条中「第三期において」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合は、当該合併の日の前日）の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に」と、同法第二百二十八条中「第三期において」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合は、当該合併の日の前日）の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に」とする。

19 法第四十条第五項に規定する政令で定める事情は、同項の公益法人等が同項第一号に規定する買換資産として取得した土地の上に建設をする同項に規定する財産に係る公益目的事業の用に直接供する建物のその建設に要する期間が通常一年を超えることその他当該買換資産を同項の譲渡の日

渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該譲渡の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間とする。

法第四十条第五項第二号に規定する政令で定める財産は、第七項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産とし、同号に規定する政令で定める方法は、特定管理方法とする。

法第四十条第六項に規定する特定贈与等（次項及び第二十六項において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により同条第六項に規定する財産等を同項に規定する公益合併法人に移転しようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該合併の日の前日までに、同項に規定する書類に、当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

省 略

法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に係る政令で定める要件は、同項に規定する他の公益法人等の次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この項及び第二十八項において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園（財務省令で定めるものに限る。）の設置の認可（認定こども園法第十七条第一項に規定する認可をいう。以下この号において同じ。）を受け、又は当該設置の認可の認定こども園法第十七条第二項の申請をしていること。

二・三 省 略

法第四十条第十三項の規定により読み替えて適用される同条第五項後段に規定する政令で定める事業は、同条第十項に規定する譲受法人又は

の翌日から一年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該譲渡の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間とする。

法第四十条第六項に規定する特定贈与等（次項及び第二十四項において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により同条第六項に規定する財産等を同項に規定する公益合併法人に移転しようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該合併の日の前日までに、同項に規定する書類に、当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

省 略

23|22|21|20
同 同 上

24|23|22|21|20
同 同 上

24|23|22|21|20
同 同 上

一 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この項及び第二十八項において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園（財務省令で定めるものに限る。）の設置の認可（認定こども園法第十七条第一項に規定する認可をいう。以下この号において同じ。）を受け、又は当該設置の認可の認定こども園法第十七条第二項の申請をしていること。

二・三 同 上

法第四十条第十三項の規定により読み替えて適用される同条第五項後段に規定する政令で定める事業は、同条第十項に規定する譲受法人又は

26|25|24|23|22|21|20
同 同 同 上

法第四十条第十三項の規定により読み替えて適用される同条第五項後段に規定する政令で定める事業は、同条第十項に規定する譲受法人又は

同条第十二項に規定する譲受法人の第二十五項各号に規定する認可又は届出に係る幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業とする。

省 略

32| 31| 30| 29|

省 略

法第四十条第十八項に規定する同条第二項の取消しに係る政令で定める場合は、第十二項の規定により同項の贈与又は遺贈をした者に課される所得税のその納付の期限後において当該取消しが行われた場合とし、同条第十八項に規定する同条第三項に係る政令で定める場合は、第十六項の規定により公益法人等に課される所得税のその納付の期限（当該公益法人等が同項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものである場合には、第十八項の規定により読み替えられた所得税法第二十八条の規定による納付の期限）後において当該取消しが行われた場合とする。

35| 34| 33|

省 略

関係大臣は、第七項第一号イ及びロ(2)に規定する業務、事業、方法及び所轄庁を定めたときは、これを告示する。

30| 29| 28| 27|

同 上 同 上 同 上

法第四十条第十八項に規定する同条第二項の取消しに係る政令で定める場合は、第十二項の規定により同項の贈与又は遺贈をした者に課される所得税のその納付の期限後において当該取消しが行われた場合とし、同条第十八項に規定する同条第三項に係る政令で定める場合は、第十五項の規定により公益法人等に課される所得税のその納付の期限（当該公益法人等が同項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものである場合には、第十七項の規定により読み替えられた所得税法第二十八条の規定による納付の期限）後において当該取消しが行われた場合とする。

32| 31|

同 上 同 上

同条第十二項に規定する譲受法人の第二十三項各号に規定する認可又は届出に係る幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業とする。

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のようく定める。

平成三十年三月三十一日

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

財務大臣 麻生 太郎

第一条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第三条の五第三項第一号中「並びに」を〔提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名又は住所〕並びにに改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項第七号、第七項第五号」を「第七項第七号、第八項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 施行令第二条の十八第一項に規定する個人が、その氏名又は住所の変更をした場合において、同項の規定による申告書の提出をしたときは、当該申告書を受理した同項の勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該申告書に、当該個人の個人番号を付記するものとする。
第三条の十中「第三条の五第十八項」を「第三条の五第十九項」に改める。

三 当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を課税未成年者口座を構成する施行令第二十五条の十三の八第五項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨
四 当該移管しようとする未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は額

その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の第七項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたもの」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める資産」に改め、同項に次の各号を加える。

五 その他参考となるべき事項
前項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第六項第二号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中

施行令第二十五条の十七第七項第一号イに掲げる公益法人等は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号イに規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの。

は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて管理する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号口(2)に規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

り同号に規定する基本金に組み入れることが、当該公益法人等の理事会において決定されたもの第十八条の十九第六項を削り、同条第七項中、「第二十五条の十七第七項第三号口及びハ」を「第十五条の十七第七項第一号ハ及び二」に改め、同項第一号中第二十五条の十七第七項第三号口及びハを「第二十五条の十七第七項第一号ハ」に、「同号口」を「同号ハ」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第七項第三号ハ」を「第二十五条の十七第七項第一号ハ」に、「同号ハ」を「同号二」に

一 同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十五条の十七第七項第四号」を「第二十五条の十七第七項第三号」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「第二十五条の十七第七項第三号ハ二」を「第二十五条の十七第七項第二号ニ」に、「同号ハ」を「同号ニ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二十五条の十七第七項第三号口」を「第二十五条の十七第七項第二号八」に、「同号口」を「同号八」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
二 施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等、当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号イに規定する財産につき同号イに規定する方法により管理することが決定されていること。
二 施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
イ 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れるこ

口 当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け、
と及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき施行令第二十五条の十七第七項第一号口(1)に規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。

れること及び施行令第二十五条の十七第七項第一号ロ(2)に規定する財産につき同号ロ(2)に規定する方法により管理することが決定されること。

四 施行令第二十五条の十七第七項第二号に掲げる公益法人等 当該資産を第六項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

第十八条の十九第三項中「第十一項」を「第九項」に改め 同条第四項中「とする」を「当該公益法人等が同項に規定する特定国立大学法人等である場合には、第二号に掲げる書類」とするに改め、同項第二号中「第八項各号」を「第七項各号」に、「同項各号」を「当該各号」に「次項又は第六項」を「次項各号」と、「これらの規定」を「当該各号」に改め、「記載した書類」の下に「当該決定が第七項第一号又は第二号に規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれららの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ又はロイの所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。」を加え、同条第五項中「第二十五条の十七第七項第三号」を「第二十五条の十七第七項第一号イ、ハ及び二」に、「同号ロに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡しつつ、

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十六号）新旧対照表（抜粋）

改 正 後

改 正 前

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第十八条の十九 省略

2 施行令第二十五条の十七第三項第六号に規定する財務省令で定める資産は、同号の贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該資産につき次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める決定（その決定をした旨及びその決定をした事項が当該決定に係る議事録その他これに相当する書類に記載されているものに限る。）がされたものとする。

第十八条の十九 同 上

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

2 施行令第二十五条の十七第三項第六号に規定する財産に代わるべき資産として財務省令で定めるものは、同号の贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該資産につき第七項各号に定める方法により同項各号に規定する基本金に組み入れることが同項各号に掲げる公益法人等の理事会において決定されたもの（その決定をした旨及びその決定をした事項が当該決定に係る議事録その他これに相当する書類に記載されているものに限る。）とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等 当該資産を同号イに規定する方法により管理することについての当該公益法人等の合議制の機関の決定

二 施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等 当該資産を同号ロ(2)に規定する方法により管理することについての当該公益法人等の合議制の機関の決定

三 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 当該資産を第六項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

四 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等 当該資産を第六項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

3 施行令第二十五条の十七第三項第七号に規定する財務省令で定める場合

合は、同項第一号から第六号までに規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とし、同項第七号に規定する財務省令で定める資産は、当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（出資を含む。以下この項及び第九項において同じ。）で国税庁長官が認めたもの（株

式にあつては、同条第三項第四号に規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限る。)とする。

4 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する公益法人等から交付を受けた次に掲げる書類(当該公益法人等が同項に規定する特定国立大学法人等である場合には、第二号に掲げる書類)とする。

一 省略

二 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第七項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する決定(次項各号の決定があつた場合には、当該各号に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。)をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類(当該決定が第七項第一号又は第二号ロに規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれららの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ又はロ(2)の所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。)

5 施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ハ及びニに規定する財務省令で定める資産は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める資産とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等

公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号イに規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

二 施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等

公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、

株式にあつては、同条第三項第四号に規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限る。)とする。

4 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する公益法人等から交付を受けた次に掲げる書類とする。

一 同上

二 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第八項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する決定(次項又は第六項の決定があつた場合には、これらの規定に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。)をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類

5 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに規定する財務省令で定める資産は、同号ロに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の第七項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号口(2)に規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

三 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 当該

公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき次項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたもの

四 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等 当該

公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき次項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたもの

6 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 同号ハに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等 同号ニに規定する財産につき、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第六条第一項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

7 施行令第二十五条の十七第七項第三号に規定する財務省令で定める要

8

6 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに規定する財務省令で定める方法は、同号ハに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の次項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

7 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロ及びハに規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等 同号ロに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等 同号ハに規定する財産につき、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第六条第一項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

8

施行令第二十五条の十七第七項第四号に規定する財務省令で定める要

件は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等 当該

公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号イに規定する財産につき同号イに規定する方法により管理することが決定されていること。

二 施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等 次に

掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺

贈の申出を受け入れること及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき施行令第二十五条の十七第七項第二号ロ(1)に規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。

ロ 当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び施行令第二十五条の十七第七項第二号ロ(2)に規定する財産につき同号ロ(2)に規定する方法により

管理することが決定されていること。

三 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 当該

公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ハに規定する財産につき前項第一号に定められた方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

四 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等 当該

公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ニに規定する財産につき前項第二号に定められた方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

8

同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度において次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める書類とす

件は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第三号イに掲げる公益法人等 当該

公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき同号イに規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。

二 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等 当該

公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ロに規定する財産につき前項第一号に定められた方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

三 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等 当該

公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ハに規定する財産につき前項第二号に定められた方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

9

同上

8

る。

- 一 前項第一号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号イの所轄庁に提出した書類の写し
- 二 前項第二号に掲げる公益法人等 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
- イ 当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を前項第二号イに規定する不可欠特定財産としている場合 当該財産が当該不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十一条第二項第一号に規定する財産目録の写し
- ロ 当該公益法人等が前項第二号ロに規定する財産を同号ロに規定する方法により管理している場合 当該財産が当該方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号ロ(2)の所轄庁に提出した書類の写し
- 三 前項第二号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる社会福祉法人会計基準第三十条第一項第六号に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し
- 四 前項第四号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる社会福祉法人会計基準第三十条第一項第六号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

- 10 一 前項第一号に掲げる公益法人等 当該贈与又は遺贈を受けた財産につき同号に規定する不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十一条第二項第一号に規定する財産目録の写し
- 二 前項第二号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し
- 三 前項第二号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる社会福祉法人会計基準第三十条第二項第六号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し
- 四 施行令第二十五条の十七第十三項に規定する財務省令で定める事実は同条第七項の申請書の提出の時において同項第一号又は第二号に掲げる要件に該当していなかつたこと及び当該提出の時において同項第一号に掲げる要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、当該提出の後に同号に掲げる要件に該当しないこととなつたこととする。

9 法第四十条第五項第一号に規定する財務省令で定めるものは、同条第三項に

三項に規定する公益法人等が同項の贈与又は遺贈を受けた同号に規定する財産（次項において「譲渡財産」という。）が株式である場合における公社債及び投資信託の受益権とする。

10 法第四十条第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第五項第一号に規定する書類を提出する公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号

二・三 省略

四 当該公益法人等が取得する法第四十条第五項第一号に規定する買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用開始予定期限年月日（同項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 省略

11 法第四十条第五項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第五項第二号に規定する書類を提出する公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号

二 当該公益法人等が法第四十条第三項の贈与又は遺贈を受けた同条第五項第二号に規定する財産（以下この項及び次項において「譲渡財産」という。）を管理している施行令第二十五条の十七第二十項に規定する方法及び次に掲げる公益法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 第七項第一号又は第二号に掲げる公益法人等 当該公益法人等の第八項第一号又は第二号の所轄庁の名称、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき当該所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及び当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定された年月日

ロ 第七項第三号又は第四号に掲げる公益法人等 当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の理事会において決定された年月日

三 当該公益法人等が譲渡をしようとする譲渡財産の種類、所在地、数量、譲渡予定期額及び譲渡予定期限年月日

11 法第四十条第五項に規定する財務省令で定めるものは、同条第三項に

規定する公益法人等が同項の贈与又は遺贈を受けた同号に規定する財産（次項において「譲渡財産」という。）が株式である場合における公社債及び投資信託の受益権とする。

12 法第四十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第五項に規定する書類を提出する公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号

二・三 同上

四 当該公益法人等が取得する法第四十条第五項に規定する買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定期限年月日、使用開始予定期限年月日（同項に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 同上

四 当該譲渡財産を当該公益法人等に贈与又は遺贈をした者の氏名及び住所又は居所、当該贈与又は遺贈をした年月日並びに当該贈与又は遺贈に係る承認年月日

五 当該公益法人等が取得する法第四十条第五項第二号に規定する特定買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用目的及び当該特定買換資産を第二号に規定する方法により管理することについての当該公益法人等の理事会その他の合議制の機関における決定予定年月日

六 その他参考となるべき事項

12 前項第一号に規定する書類を提出しようとする公益法人等は、当該書類に、譲渡財産が同項第二号に規定する方法により管理されたことを確認できる書類の写し（当該公益法人等が同号イに掲げる法人である場合には、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき同号イの所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。）を添付しなければならない。

13 省略

14 省略

15 13
14 同上

15 法第四十条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第四十条第八項に規定する当初法人（以下第十七項までにおいて「当初法人」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、同条第八項に規定する特定処分（第二十七項において「特定処分」という。）を受けた年月日並びに当該特定処分後において同条第八項に規定する特定一般法人に該当することとなつた事情の詳細

二 五 省略
六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に掲げる引継財産である場合には、次項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 省略

16 施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めることにより計算した金額は、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

16 法第四十条第八項に規定する当初法人（以下この項から第十七項までにおいて「当初法人」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、同条第八項に規定する特定処分（第二十七項において「特定処分」という。）を受けた年月日並びに当該特定処分後において同条第八項に規定する特定一般法人に該当することとなつた事情の詳細

二 五 同上
六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に掲げる引継財産である場合には、次項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 同上

16 施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定めることにより計算した金額は、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省略

17 公益認定法施行規則第五十条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省略

19 18 法第四十条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十項に規定する譲渡法人（以下この条において「譲渡法人」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この条において「幼稚園」という。）を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十四項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十一項において同じ。）の認可（同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十一項において同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ 施行令第二十五条の十七第二十四項第一号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者 当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 施行令第二十五条の十七第二十四項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者 当該保育機能施設の設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行つた日

二 省略

三 当該譲受法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、当該譲受法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第

一・二 同上

17 公益認定法施行規則第五十条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 同上

一 同上

19 18 同上

一・二 同上

一 同上

イ 法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この条において「幼稚園」という。）を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十二項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十一項において同じ。）の認可（同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十一項において同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ 施行令第二十五条の十七第二十二項第二号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者 当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第一号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 施行令第二十五条の十七第二十二項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者 当該保育機能施設の設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行つた日

二 同上

三 当該譲受法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、当該譲受法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第

二十五条の十七第二十八項に規定する事業に係るものに限る。）並びに当該譲受法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園（次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした日

ロ 幼稚園を設置しようとする者 幼稚園（第二十一項に規定する幼稚園に限る。）の設置若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十五項第二号に規定する設置者の変更をいう。）の認可（同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ 保育所を設置しようとする者 保育所（第二十三項に規定する保育所に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十五項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

二 保育機能施設を設置しようとする者 譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十五項第三号ロに規定する変更をいう。）を事由とする届出（同号ロに規定する届出をいう。）が行われた日

四・五 省略

20 施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、第一号に掲げる施設及び第二号に掲げる施設の職員組織等を基にする幼保連携型認定こども園とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に掲げる幼保連携型認定こども園を設置しようとする者が設置する次に掲げるいづれかの施設

イ ハ 省略

21 施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしているものとする。

二 同 上

21 施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしているものとする。

- 22 施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。
- 23 施行令第二十五条の十七第二十五項第三号イに規定する財務省令で定める保育所は、譲渡法人が設置する第二十項第二号ロに掲げる保育所の職員組織等を基にする保育所とする。
- 24 施行令第二十五条の十七第二十五項第三号イに規定する財務省令で定める保育所は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。
- 25 施行令第二十五条の十七第二十五項第三号ロに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。
- 26 省略
- 27 法第二十五条第十二項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 28 一五省略
- 六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に掲げる引継財産である場合には、第十六項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細
- 29 七省略
- 法第四十条第十二項に規定する譲受法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項

- 22 施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。
- 23 施行令第二十五条の十七第二十三項第三号イに規定する財務省令で定める保育所は、譲渡法人が設置する第二十項第二号ロに掲げる保育所の職員組織等を基にする保育所とする。
- 24 施行令第二十五条の十七第二十三項第三号イに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。
- 25 施行令第二十五条の十七第二十三項第三号ロに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。
- 26 同上
- 27 一五同上
- 六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に掲げる引継財産である場合には、第十六項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細
- 28 七同上

とする。

一 省 略

二 当該譲受法人が当該譲渡法人から贈与を受けた資産が法第四十条第十項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条の十七第二十八項に規定する事業に係るものに限る。）

三・四 省 略

31 30 省 略
施行令第二十五条の十七第三十項に規定する財務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十七第三十項に規定する公益法人等の同項に規定する処分前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該処分後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益法人等の法人番号

二・六 省 略

32 施行令第二十五条の十七第三十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・五 省 略

同 上

三・四 同 上

31 30 同 上
施行令第二十五条の十七第二十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十八項に規定する公益法人等の同項に規定する処分前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該処分後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益法人等の法人番号

二・六 同 上

32 施行令第二十五条の十七第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・五 同 上

同 上

(国税庁長官への通知の様式例)

平成 年 月 日

国税庁長官

殿

(法人の名称)
(代表者の氏名)

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第十四項に規定する
学校法人による届出書の提出について

租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第二十五条の十七第十四項に掲げる事実を
下記のとおり把握しましたので通知いたします。

記

1. 該当する法人の名称等

- ・名称 : (学校法人○○○○)
- ・主たる事務所の所在地 :

2. 施行令第二十五条の十七第七項の規定に基づく承認の内容

- ・贈与等のあった年月日
- ・贈与等を行った者の氏名及び住所又は居所
- ・贈与等のあった財産の名称、評価額等

3. 施行令第二十五条の十七第十四項に規定する要件に該当すると思われる事実の概要

※みなし譲渡所得の非課税特例の対象となった財産について、公益目的事業の用に直接供
しなくなったこと又は基本金により管理しなくなったことを把握した旨等を記載。

（例） 事業の一部廃止に伴い、贈与等を受けた財産（土地）について基本金に組み入れ
る方法での管理をとりやめて売却したため。

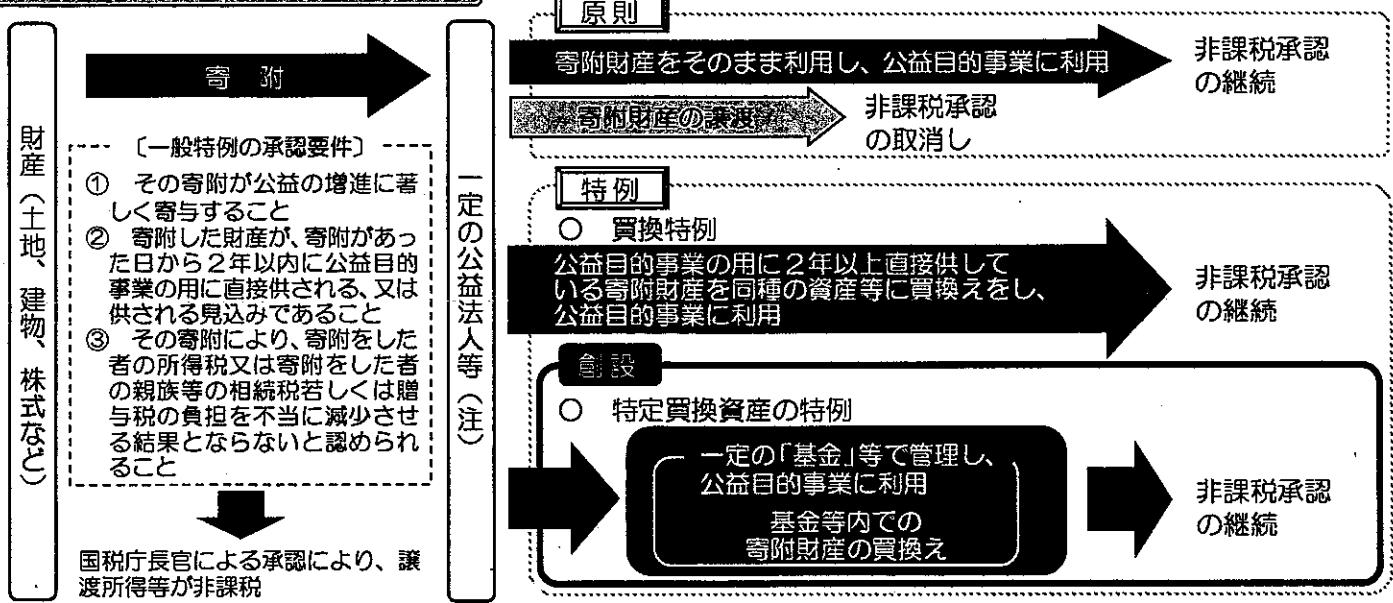
「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし

1 特定買換資産の特例の創設

財産の寄附について、一般特例の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けた後、その寄附を受けた一定の公益法人等がその寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合で、一定の要件を満たすときは、その非課税承認を継続することができる特例が創設されました。

なお、この特例は、平成30年4月1日以後にされる財産の譲渡について適用されます。

特定買換資産の特例のイメージ図



(注)「一定の公益法人等」とは、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは国立研究開発法人をいいます。）、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。）又は社会福祉法人をいいます。

1 非課税承認に係る公益法人等が、上記の「一定の公益法人等」に該当すること

2 次の法人の区分に応じて、それぞれに掲げる方法により管理している寄附財産を譲渡したこと

(注) 寄附財産等について、以下の方法で管理されているものの譲渡をした場合に本特例の対象となります。

国立大学法人等・公益社団法人・公益財団法人の場合

一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明を受けたものに限ります。なお、寄附を受けた法人は、基金の証明を受けた事業年度以後、基金明細書を毎事業年度終了後3か月以内に、所轄庁に提出する必要があります。）

(注) 基金の証明手続等については、国立大学法人等の場合には文部科学省ホームページ（※1）、公益社団法人・公益財団法人の場合には国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」（※2）に「証明申請等の手続き」が掲載されています。詳しくは、公益法人等の所轄庁にお問い合わせください。

※1 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm

※2 <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行つた一定のものに限ります。）・社会福祉法人の場合

寄附を受けた法人の財政基盤又は経営基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額又は社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を基本金に組み入れる方法

3 上記2の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得し、これを上記2の方法で管理すること

4 非課税承認に係る公益法人等が、上記2の譲渡の日の前日までに、寄附財産の上記2の管理方法などの一定の事項を記載した届出書及び譲渡財産が上記2の方法で管理されたことを確認できる書類の写しを所轄税務署長に提出すること

(注) 届出書が期限までに提出されない場合には、非課税承認の取消事由に該当します。

《参考》買換特例の適用要件

- 1 譲渡する寄附財産が、公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているものであること
 - 2 買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する、公益目的事業の用に供することができる譲渡財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利であること
 - 3 買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供すること
 - 4 非課税承認に係る公益法人等が、譲渡の日の前日までに、譲渡の日などの事項を記載した届出書を所轄税務署長に提出すること
- (注) 公益法人等とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人のうち一定の要件を満たす法人をいいます。）及びその他の公益を目的とする事業を行つ法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人や特定非営利活動法人など）をいいます。

平成30年4月



税務署 この社会あなたの税がいきている

2 承認特例の拡充

承認特例について、次の内容の改正が行われました。

なお、この改正は、平成30年4月1日以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用されます。

① 承認特例の対象範囲に次の寄附が追加されました。

国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人に対する寄附で、その寄附財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う特定の公益目的の業務に充てるための基金に組み入れられるもの（所轄庁の証明を受けたものに限ります。）

（注）「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、国立高等専門学校機構若しくは国立研究開発法人をいいます。

② 承認特例の対象資産から株式等（株式、一定の法人の出資者等の持分、一定の優先出資、特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、新株予約権付社債及び一定の匿名組合契約の出資の持分をいいます。）を除外する要件が撤廃されました。

ただし、上記①の国立大学法人等（法人税法別表第1に掲げる法人に限ります。）以外の公益法人等への寄附で、寄附財産が株式等である場合には、国税庁長官の承認をしないことの決定がなかったときにその承認があったものとみなすまでの期間を「1か月」ではなく「3か月」とすることとされました。

改正後の承認要件の内容

承認特例対象法人（注）への寄附について、次の要件を満たす寄附であることを証する一定の書類を添付した申請書を寄附をした日から4ヶ月以内に納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合で、その提出した日から1ヶ月以内（国立大学法人等（法人税法別表第1に掲げる法人に限ります。）以外に対する寄附で、寄附財産が株式等である場合には、3ヶ月以内）に、その申請について国税庁長官の承認がなかったとき、又は承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について承認があつたものとみなされます。

（注）「承認特例対象法人」とは、国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。）又は社会福祉法人をいい、表面の「『特定賃貸資産の特例』のイメージ図」の注書きの「一定の公益法人等」と同様です。

要件1

寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人親族等に該当しないこと（国立大学法人等（法人税法別表第1に掲げるものに限ります。）については、承認要件ではありません。）

要件2

寄附財産について、次のとおり、寄附を受けた法人の区分に応じ、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は必要な事項が定款で定められていること

国立大学法人等の場合

寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明を受けたものに限ります。なお、寄附を受けた法人は、基金の証明を受けた事業年度以後、基金明細書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に、所轄庁に提出する必要があります。）により管理されていること

（注）基金の証明手続等については、国立大学法人等の場合には文部科学省ホームページ（※1）、公益社団法人・公益財団法人の場合には国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」（※2）に「証明申請等の手引き」が掲載されています。詳しくは、公益法人等の所轄庁にお問い合わせください。

※1 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm

※2 <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

公益社団法人・公益財団法人の場合

次の①又は②のいずれかの方法によります。

- ① 寄附財産が寄附を受けた法人の不可欠特定財産であるとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること
- ② 寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（注）により管理されていること

（注）上記の国立大学法人等の場合と同様です。

学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。）の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の財政基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

社会福祉法人の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の経営基盤の強化を図るために、社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

要件3

寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受けること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

- このリーフレットは、平成30年4月1日の法令に基づいて作成しています。
- 詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご確認ください。お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署へお尋ねください。

※ 税務署での面談による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある面談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時を予約ください。

